

1 手続きの流れ

- (1) 青森陸協に団体登録をする・・・【様式2】2026 団体登録シート（●●）の提出
 - * 団体登録については下記補足を参照のこと
 - * 団体所在地は青森県内であること
 - (2) 公認コーチ有資格者・公認審判員有資格者・団体所属人数等の審査
 - * **公認コーチ資格とは陸上競技の公認コーチ資格のこと**
公認コーチ資格取得のためには専門科目を陸上競技で受講する必要があります
詳しくは日本陸連 HP または日本スポーツ協会 HP をご覧ください
 - * **コーチの種類**：陸上競技公認コーチ3（陸協から推薦された者が取得できます）
陸上競技公認コーチ1（ジュニアコーチ）
陸上競技スタートコーチ
 - * **公認審判員資格とは陸上競技の公認審判員のこと**
青森陸上競技協会の加盟団体（各郡市陸協）で登録の受付をしているので問い合わせること
 - * **公認コーチ有資格者や公認審判員有資格者は、複数の団体を兼ねて登録することはできない**
 - (3) 審査合格団体に【様式3】2026 団体選手登録シート（●●）を返送します
審査には時間がかかるので、大会出場予定の会員がいる場合は早めに申請すること
 - (4) JAAF-START から日本陸連登録(JAAFID 取得)
 - (5) 【様式3】2026 団体選手登録シート（●●）で選手登録（JAAFID 記載）
 - (注) Excel シートのまま送信すること
 - ・ PDF へ変換すると付番作業に時間がかかるので変換しないこと
 - ・ NANS システム登録後の CSV データで送らないこと
 - ・ 個人選手登録シートで団体選手登録はできません
 - ・ JAAFID の記載がない場合は登録を受け付けません
 - * 上記の状態で送られた場合は手続きをせず返送しますのでご了承ください
 - (6) 付番されたシート（登録料の請求金額も記載）を返信
 - (7) NANS システム登録（JAAFID・2026 年度 NO 記入）
 - (注) JAAF ID がいない場合は記録の申請ができないため、公認記録にもならないので、必ず JAAF ID を取得し記載すること
 - (8) 日本陸連・青森陸協登録料の支払い
 - (9) 登録完了
- ※選手を追加する場合は、付番して返信されたファイルに追加すること
追加したことがわかるように（赤文字にするなど）して送信

2 登録先

- ①日本陸連→→→→JAAF-START
- ②青森陸協→→→→団体登録 【様式2】2026 団体登録シート（●●）→ar ikkyo1@jomon. ne. jp
↓審査合格後に返送される
【様式3】2026 団体選手登録シート（●●）
- ③NANS→→→→→<https://nishi-nans21v.com/>

3 その他

- (1) 二重登録の場合の登録料の支払いについて
 - ・日本陸連登録料は、「高校登録」または「中学校登録」及び「その他の登録」のいずれかで納付
 - ・青森陸協登録料は、「高校登録」または「中学登録」と、「その他の登録」のそれぞれの所属で登録料を納付する（それぞれ付番されアスリートビブスは2つになるので、間違いがないようにすること）
- (2) 小、中、高、大、一般選手いずれもクラブ間の二重登録は認めない
 - ・複数の団体に登録することはできない
- (3) 年度内の移籍は認めない
 - ・クラブ等の団体を脱退し、大会に出場する意向がある場合、個人登録となる
 - ・上記の場合は再度青森陸協に個人登録の手続きを行い、登録料を支払い、付番してもらうこと
- (4) 日本陸連決済手数料と青森陸協振込手数料は納付者の負担とする
- (5) 青森陸協に登録料を支払うときは、「学校名」または「団体名」で振込むこと
- (注) 振込み後の支払票は確認に必要となることがあるので、年度が終わるまで必ず保管すること
- (6) 必要に応じ、問い合わせ先へ問い合わせること

4 補足

団体について

①団体の区分

- ・**地域団体**…郡市町村を単位とし、その地域の陸上競技クラブ並びに愛好者を統括した団体
- ・**職域団体**…企業や官公庁等の職場を単位とし、その職場に勤務する選手を統括した団体
- ・**一般団体**…地域や職場以外の大学OBや県内の陸上競技愛好者をもって構成した団体

②区分別の条件

- ・**職域団体**…企業や官公庁の職場名または略称に陸上競技部またはそれを表す文字を付す
- ・**地域団体・一般団体**
 - …陸上競技にふさわしい名称、意味が明瞭な名称またはその略称を使用する
 - できる限り「陸上競技クラブまたはそれを表す文字」を付す

③その他の条件

- ・職域団体では商品名は使用しないこと
- ・一般団体では個人名や施設名等、すでに他の目的で使用されている名称のみを使用しないこと
- ・「読みにくい」「間違いやすい」名称は使用しないこと
- ・政治団体、宗教団体の名称はその活動とみなされるので使用しないこと。